

令和 7 年度 障害者活躍推進計画の実施状況の公表

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)第 7 条の 3 第 6 項の規定に基づき、令和 3 年 10 月に策定した「公立藤田総合病院 障害者活躍推進計画」の実施状況を下記の通り公表いたします。

記

1. 採用に関する目標

項目	実績値
【参考】法定雇用率	2.8%
① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数	306.5 人
② 障害者である職員の数	7 人
③ 実雇用率	2.28%
④ 法定雇用障害者数を達成するために採用しなければならない身体障害者、知的障害者又は精神障害者の数	1 人

※ 令和 8 年 6 月 1 日現在

注₁ ①「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数の数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数を除いた職員数である。

注₂ ②「障害者である職員の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者である職員数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、1 人を 2 人に相当するものとしてカウントしている。

また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については 1 人を 1 カウントとしている。

さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、1 人を 0.5 人に相当するものとして 0.5 カウントしている。

注₃ ③実雇用率＝②/①×100 (小数点以下第 3 位を四捨五入)

注₄ ④②の数を①の数に法定雇用率を乗じて得た数(その数に 1 人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)から控除した数である。

2. 定着に関する目標

目標	実績
障害のある職員の不本意な離職を生じさせない。	不本意な離職は生じていない。

3. 取組内容の実施状況

取組内容		取組実績
障害者の活躍を推進する体制整備	組織面	障害者雇用推進者として総務課長を選任した。
	人材面	障害者が働きやすい環境、相談しやすい環境を整備するに当たり、総務課長以外の相談員を増やす取り組みが今後必要である。
障害者である職員の活躍の基本となる職務の選定・創出		採用前に数日間業務を体験してもらい、就業可能な業務を選定し、適切な配属となるように努めた。
障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	職務環境	障害の特性に配慮し、業務上必要となる支援機器等を導入し、障害者が働きやすい環境を整備した。
	募集、採用	募集、採用に当たっては、特定の障害を排除するようなことは行っていない。
	働き方	時間単位の年次休暇や病気休暇など各種休暇の利用を促進し、治療と仕事の両立ができるように支援した。
	キャリア形成	面談で本人が目指す目標を設定し、相談員や部署長がその目標を達成するための補助を行った。
	その他の人事管理	必要に応じて面談を実施し、状況把握や体調への配慮を行った。

4. 点検結果

- 法定雇用障害者数未達成の状況である。

5. 障害者活躍推進計画の見直し及び修正

- 障害者活躍推進計画の計画期間が令和8年3月31日で終了するため、新たな障害者活躍推進計画を策定し公表する。